

仙台市農業委員会第 33 回総会議事録

I. 開催日時 令和 3 年 2 月 26 日（金曜日）午後 1 時 27 分から午後 2 時 13 分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (18 人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 中野 勲		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 加藤 和江		8 番 菅野 則義
	9 番 郷古 雅春	10 番 佐藤 千治	11 番 菊地 郁夫
	12 番 佐藤 とみ	13 番 品川 忠夫	14 番 鈴木 通
	15 番 鈴木 正年	16 番 高橋 勝彦	17 番 松原 菊男
	18 番 嶺岸 若夫	19 番 結城 一吉	

IV. 欠席委員 (1 人) 7 番 加藤 和彦

V. 議事日程

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第 4 号議案 農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない非農地証明願承認の件
5. 協議
 - (1) 令和 3 年度業務計画（案）について
 - (2) 令和 3 年度総会等関連行事予定表（案）
6. 報告
 - (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出
 - (2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出
 - (3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出
 - (4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知
 - (5) 売渡し希望農地一覧表
 - (6) 農地利用最適化推進委員と農業委員の推薦・応募状況について
7. その他
 - (1) 会長報告
 - (2) 農業委員会関係出張等の復命
 - (3) 事務局からの連絡事項
 - ①その他事務局からの連絡事項

VI. 農業委員会事務局職員

事務局長	加藤 隆	事務課長	庄司 厚
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	八木 正志
振興係主査	内海 敏子	農地係主任	菊地 一郎
農地係会計年度任用職員	庄子 尚		

VII. 会議の概要

1 開 会	開 会 (午後1時27分)
司会：主幹兼 振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第33回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －
司会：主幹兼 振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。
議 長 (佐々木会長)	本日は、7番加藤和彦委員から欠席の届けがありました。19人中18人出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	それでは、18番嶺岸若夫委員、19番結城一吉委員を指名いたします。
議 長	議案に入ります。 (午後1時30分) 第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。 調査委員会を、第一調査委員会が担当し、2月19日に実施いたしました。今回も、新型コロナウイルスの感染予防対策等のため、時短で行います。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたします。総会において調査委員からの口頭報告は省略します。
<p>調査報告（机上配布）・・・・・・網かけ部分は読みません。 (第一調査委員会結城一吉委員長報告) 第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査委員会を、2月19日に実施いたしました。調査は、4番大泉権吾委員、11番菊地郁夫委員、15番</p>	

鈴木正年委員と私（19番結城一吉委員）の4名で行いました。今回の申請は、売買による規模拡大が4件、贈与による規模拡大が1件、贈与による農業承継が2件、使用貸借権の設定による農業承継が1件の合計8件です。番号1番と2番の報告は私（19番結城一吉委員）から、番号3番と4番の報告は4番大泉権吾委員、番号5番と6番の報告は15番鈴木正年委員、番号7番と8番の報告は11番菊地郁夫委員です。

議 長

第1号議案の番号1番については、10番佐藤千治委員の案件があります。農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで、佐藤千治委員は退席していただきます。

（佐藤千治委員退席）

（午後1時32分）

議 長

それでは最初に、第1号議案の番号1番を審議することにいたします。
調査結果は書面報告とします。

調査報告（机上配布）

（19番結城一吉委員報告）

番号1番は、贈与により農業承継を図るものです。同一世帯の妻から夫へ持分を贈与するものです。譲受人は現在、トラクター2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族5人で1,670aの農地を耕作しています。2月12日に庄司善春農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の番号1番について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

（異議、意見等なし）

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。第1号議案の番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員挙手と認めます。よって第1号議案番号1番の農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

それでは、第1号議案の番号1番の案件が終了しましたので、佐藤千治委員は

入室してください。

(佐藤千治委員 入室)

(午後 1 時 34 分)

議 長

それでは、引き続き第 1 号議案の審議をします。調査結果は書面報告とします。

調査報告（机上配布）

（19 番結城一吉委員報告）

番号 2 番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター 3 台、耕うん機 2 台を所有し、家族 2 人で 50 a の畑を耕作しています。申請地は接道がない農地であることから、隣接地所有者と通行の承諾に係る覚書が提出されております。2 月 11 日に鈴木卓農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

（4 番大泉権吾委員報告）

番号 3 番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター 2 台、耕うん機 1 台、田植機 2 台、収穫機 2 台を所有し、家族 3 人で 453 a の農地を耕作しています。2 月 15 日に大友哲農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号 4 番は、売買により規模拡大を図るものです。譲渡人は高齢のため耕作が難しいことから、地域の担い手である譲受人に売買するものです。譲受人は現在、トラクター 1 台、耕うん機 1 台を所有し田植えと稲刈りは作業委託および地域の機械利用組合利用により、家族 2 人で 281 a の農地を耕作しています。なお、申請地は農地利用集積円滑化事業により利用権で賃貸借権の設定がされていることから、農地法第 18 条第 6 項の通知により合意解約がなされております。2 月 12 日に遠藤正順農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

（15 番鈴木正年委員報告）

番号 5 番は、贈与により規模拡大を図るものです。申請地は、河川敷にある農地です。認定農業者である譲受人が隣接地の所有者から贈与を受け耕作利便を図るものです。譲受人は現在、トラクター 2 台、耕うん機 1 台、田植機 1 台、収穫機 1 台を所有し、家族 3 人で 1, 145 a の農地を耕作しています。2 月 11 日に太田功治農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、

問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、使用貸借権の設定により農業承継を図るものです。譲渡人は高齢になり農業を承継したいと考え、後継者である長男に農業経営を移譲するものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機1台を所有し、田植えと収穫は作業委託により、家族3人で133aの農地を耕作しています。2月13日に栗原茂農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(11番菊地郁夫委員報告)

番号7番は、贈与により農業承継を図るものです。同一世帯の親から子夫婦へ贈与するものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族6人で115aの農地を耕作しています。なお、申請地は農地利用集積円滑化事業により利用権で賃貸借権の設定がされていることから、農地法第18条第6項の通知により合意解約がなされております。2月12日に庄司善春農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号8番は、売買により規模拡大するものです。譲受人は認定農業者であり、申請地の隣接地を耕作していることから、耕作利便が見込まれます。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、家族2人で畑作中心に66aの農地を耕作しています。2月15日に熊坂茂彦農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案番号2番から番号8番まで調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

鈴木通委員
(14番)

番号5番は、他人への贈与だと思いますが、いきさつを教えてください。

事務局

譲受人は認定農業者で、所有地近くの農地だったため元々耕作してあげていま

したが、今回、正式に権利取得の手続きをするものです。

議長

他にご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、意見等がありませんので採決します。第1号議案番号2番から番号8番までについて許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって第1号議案番号2番から番号8番の農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後1時38分)

議長

第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告とします。

調査報告（机上配布）

(第一調査委員会結城一吉委員長報告)

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、3番赤間敬委員、5番大里重市委員、6番加藤和江委員、13番品川忠夫委員の4名で行いました。今回の申請は、中古車置場に転用するものが1件、通路に転用するものが2件、貸資材置場に転用するものが1件の合計4件です。番号1番と2番の報告は6番加藤和江委員、番号3番と4番の報告は5番大里重市委員です。

(6番加藤和江委員)

番号1番は、中古車置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、いずれの判断にも該当するものがなく、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、3月に退職後、自宅前で中古車販売を始める予定の申請者が、畑554㎡を転用し、駐車場（普通車22台）に330㎡、通路等に224㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。また、古物商許可証の写しが提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、通路（自宅進入路）に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、申請者が畑191㎡を転用し、通路に140㎡、法面に51㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、現況の変更がないため、費用は発生しないものです。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（5番大里重市委員）

番号3番は、通路（自宅進入路）に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、申請者が畑154㎡を転用し、通路に154㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、現況の変更がないため、費用は発生しないものです。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、貸資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、いずれの判断基準に該当するものがなく、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、会社員の申請者が畑754㎡を転用して、資材置場に140㎡、駐車場に60㎡、通路・転回スペース等に554㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。なお、資材置場として使用する予定者から事業計画書がでております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

（異議、意見等なし）

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

(午後1時39分)

議長

第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。調査内容につきましては、書面での報告とします。

調査報告(机上配布)

(第一調査委員会結城一吉委員長報告)

第3号議案の調査結果について報告します。調査は3番赤間敬委員、5番大里重市委員、6番加藤和江委員、13番品川忠夫委員の4名で行いました。今回の申請は、駐車場に転用するものが2件、資材置場に転用するものが1件、建売住宅に転用するものが1件、通路に転用するものが1件、営農型太陽光発電パネル設置に一時転用(更新)するものが1件の合計6件です。番号1番から3番までの報告は3番赤間敬委員、番号4番から6番までの報告は13番品川忠夫委員です。

(3番赤間敬委員報告)

番号1番は、営農型太陽光発電パネル設置に一時転用(更新)するもので、賃貸借権の設定です。営農型で3年経過することから更新するものです。営農型発電設備の設置に伴う一時転用許可の期間は、条件を満たす場合は10年、それ以外は3年になるものです。今回の案件については、3年ごとに一時転用の更新の手続きが必要となるものです。申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域で、1区画が3,000㎡以上の農地であり、標準的な農地を超える生産を上げることが可能な農地にあります。農地区分は、農用地です。申請は、再生自然エネルギー事業者が、畑23,606㎡のうち106.96㎡を一時転用し、パネル架台杭に12.15㎡、フェンス基礎に17.14㎡、パワーコンディショナー等に77.67㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。営農型の栽培品目は、原木しいたけです。収量は平均の8割を満たしているものです。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。一時転用の更新期間は、令和6年3月27日までです。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、駐車場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地等に存在する公共投資の対象

となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、会社員の申請者が、畑 974 m²を転用し、駐車場（普通車 20 台）に 400 m²、通路等に 574 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、駐車場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、住宅設備機器販売業者が、事業所新たに設立するため、畑 310 m²を転用し、駐車場（トラック 4 台）に 125 m²、通路等に 185 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（13 番品川忠夫委員報告）

番号4番は、通路に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、申請者が通路として利用するため、自宅前の畑 447 m²を転用し、通路に 292 m²、庭等に 155 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがなく、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、外構工事業者が、畑 513.68 m²を転用し、宅地 456.66 m²を含む事業面積 970.34 m²を、資材置場に 213 m²、駐車場（普通車 5 台、ダンプ 2 台、重機 1 台）に 196 m²、通路等に 561.34 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5

条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、建売住宅に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建築業者が畑727㎡を転用し、山林529㎡と宅地1,069.25㎡を含む事業面積(実測)2,330.05㎡を、建売住宅(5棟)に314.50㎡、駐車場(普通車10台)に152.85㎡、庭に1,393.04㎡、通路等に469.66㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は自己資金と借入金であり、残高証明書が提出されております。なお、仙台市開発指導要綱第8条の規定により令和2年2月16日に提出した開発行為の事前協議に基づく協議は成立しており、令和3年3月5日に承認予定となっております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議長

第3号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

(午後1時40分)

議長

第4号議案農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件について、を上程いたします。調査内容につきましては、書面での報告とします。

調査報告(机上配布)

(第一調査委員会結城一吉委員長報告)

第4号議案の調査結果について報告します。調査は4番大泉権吾委員、11番菊地郁夫委員、15番鈴木正年委員と私(19番結城一吉委員)の4名で行いました。今回の非農地証明願は、農業用施設用地1件です。番号1番の報告は4番大泉権吾委員です。

(4番大泉権吾委員)

番号1番について報告します。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域であり、現在の現況は農業用施設用地です。願出事由は、平成5年頃に農業用倉庫を設置し、農業用施設用地として現在まで利用してきているものです。確認資料である、固定資産税証明書・現地写真・航空写真(H5.10.28撮影)により、非農地対象条件③(農地法施行後の人為的改廃で、この事実行為から既に20年以上経過しており、再び農地として利用される可能性がなく、また実情及び実体が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたもの)に該当し、承認相当と調査しました。

議 長

第4号議案について調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第4号議案農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件については、承認することに決定いたします。

(午後1時42分)

議 長

続きまして、協議に入ります。

協議事項(1)「令和3年度業務計画(案)について」を事務局から説明願います。

事務局

— 説明 — (1)「令和3年度業務計画(案)について」

議 長

協議事項(1)について、ご質問・ご意見等はございませんか。

大泉権吾委員
(4番)

毎年意見書を提出すると制度が変わりましたが、令和3年度は意見の集約だけして意見書は提出しないという計画でいいですか。

事務局

法律には、意見の提出については毎年出すことは明記されておらず、政令市の状況でも毎年提出している市もあれば提出していない市もあります。企画検討チーム会議でも検討しましたが、意見を提出したら施策に反映してもらいたいのので、市の予算要求前の令和4年の8月に向けて作り上げたいと考えています。農業委員の任期期間である3年の中で2回出せればと考え事業計画を作りました。毎年提出した方がいいという意見があれば、今後検討していきたいです。

大泉権吾委員 (4番)	企画検討チーム会議で検討しているなら、わかりました。
議 長	他に、ご意見等はございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	質問がないようですので、(1)「令和3年度業務計画(案)について」は、承認といたします。
	(午後1時50分)
議 長	続きまして、協議事項(2)「令和3年度総会等関連行事予定表(案)」を事務局から説明願います。
事務局 主幹 兼振興係長	— 説明 — (2)「令和3年度総会等関連行事予定表(案)」
議 長	協議事項(2)について、ご質問・ご意見等はございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	質問がないようですので、(2)「令和3年度総会等関連行事予定表(案)」は、承認といたします。
	以上で協議事項を終了いたします。
	(午後1時56分)
議 長	続きまして、報告事項に入ります。まず、農地関係から報告します。
	(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出から
	(5) 売渡し希望農地一覧表までを事務局から報告願います。
	なお、質問については説明後、一括して受けます。
事務局 農地係長	報告事項の農地関係を報告いたします。別紙報告書をご覧ください。
	(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、1ページに記載のとおり、番号4065から4072まで8件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅・駐車場への転用が各2件ずつ、宅地・共同住宅・貸事務所・農作業場への転用が各1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、2ページから3ページに記載のとおり、番号5153から5162まで10件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が7件、共同住宅・飲食店舗・特別養護老人

ホームへの転用が各1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、4ページから7ページに記載のとおり12件の届出がありました。包括遺贈が1件と遺産分割が11件の相続による権利取得となっております。(4)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、8ページから10ページに記載のとおり33件ありました。すべて合意解約によるものです。(5)売渡し希望農地一覧表ですが、新規申出が1件、価格の変更が1件ありましたので、一覧表を修正しております。なお、ホームページにも掲載しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願いいたします。農地関連の報告事項は以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(5)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問等がないようです。

次に(6)農地利用最適化推進委員と農業委員の推薦・応募状況について、事務局から説明願います。

なお、質問については説明後、受けます。

事務局 主幹
兼振興係長

— 説明 —(6)農地利用最適化推進委員と農業委員の推薦・応募状況について

議 長

(6)農地利用最適化推進委員と農業委員の推薦・応募状況について、ご質問等はありませんか。

これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。

以上で報告事項を終了いたします。

(午後2時00分)

議 長

続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。(1)会長報告を私から(佐々木均会長)報告します。資料4をご覧ください。

会 長

(会長報告)

議 長

続きまして、(2)農業委員会関係出張等の復命について

資料5ですが、庄子亮一推進委員他8名が、2月3日開催の令和2年度みやぎ農業担い手サミットに出席しましたので、後をご覧ください。

次に(3)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。

事務局

(3)事務局からの連絡事項について

①その他事務局からの連絡事項

議 長

その他についてご意見、ご質問等がございますか。

(意見なし)

議 長

質問等はないようですので、その他について終了いたします。

他に何かありますか。

なければ以上で全てを終了いたします。

司会：主幹兼
振興係長

それでは、閉会のあいさつを中野会長職務代理人からお願いします。

中野会長職務
代理人

以上をもちまして、仙台市農業委員会第33回総会を閉会します。

閉 会

(午後2時13分)